

**特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照**

旧	新																
別記 1 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの提供区域等 (1) 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス（災害時用公衆電話を含みます。）の提供区域は、次に掲げる都道府県の区域とします。 （表略） (2) 光回線電話の提供区域は、(1)に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。 <u>ただし、電話サービス契約約款に規定する加入電話又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第 1 種サービスに係る電気通信設備の故障等に起因して、その加入電話契約者又は第 1 種契約者から光回線電話契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この限りではありません。</u> (3) ～ （略） (5) 2 ～ （略） 23 第 2 表 工事に関する費用 第 1 工事費 1 適用 <table border="1" data-bbox="188 884 1066 1027"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td><td></td></tr> <tr> <td>～ （略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>(5)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1)		～ （略）	（略）	(5)		別記 1 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの提供区域等 (1) 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス（災害時用公衆電話を含みます。）の提供区域は、次に掲げる都道府県の区域とします。 （表略） (2) 光回線電話の提供区域は、(1)に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。 (3) ～ （略） (5) 2 ～ （略） 23 第 2 表 工事に関する費用 第 1 工事費 1 適用 <table border="1" data-bbox="1158 884 2029 1027"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td><td></td></tr> <tr> <td>～ （略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>(5)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1)		～ （略）	（略）	(5)	
区 分	内 容																
(1)																	
～ （略）	（略）																
(5)																	
区 分	内 容																
(1)																	
～ （略）	（略）																
(5)																	

新旧対照

旧		新	
(6) 工事費の適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア ～ （略） キ ク <u>加入電話契約者又は総合デジタル通信サービス契約に係る第1種契約者から、次のいずれかに該当する光回線電話又はワイヤレス固定電話の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合の工事（ただし、契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、光回線電話契約者又はワイヤレス固定電話契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合は、この限りでありません。）</u> <u>（ア）当社が別に定める区域及び期間に係る申込みがあったとき。</u> <u>（イ）当社が設置した電気通信設備の故障等に起因するとき。</u>	(6) 工事費の適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア ～ （略） キ ク <u>加入電話契約者又は総合デジタル通信サービス契約に係る第1種契約者が、1の加入電話契約又は第1種契約の解除又は利用休止の請求と同時に、1の特定地域向け音声利用IP通信網サービスを申し込み、又は利用休止を行っている加入電話契約者及び第1種契約者が、1の特定地域向け音声利用IP通信網サービスを申し込み、当社がその申込みを承諾した場合の工事（その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限りします。）、交換機等工事費（付加機能については、加入電話契約又は第1種契約において利用していた付加機能と同等の付加機能を利用する場合に限りします。）及び回線終端装置工事費に限りします。）</u> <u>ただし、契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合は、この限りでありません。</u> ケ <u>ワイヤレス固定電話契約の申込みをした者が指定する場所において、無線基地局設備と契約者回線の終端との間において安定的に電波を送り、又は受けることができない場合において、そのワイヤレス固定電話契約の解除と同時に、光回線電話契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合の工事（その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限りします。）、交換機等工事費（付加機能については、ワイヤレス固定電話契約において利用していた付加機能と同等の付加機能を利用する場合に限りします。）及び回線終端装置工事費に限りします。）</u>
(7) 工事費の減額適用	(略)	(7) 工事費の減額適用	(略)

新旧対照

旧	新
	附 則（令和 7 年 9 月 30 日東経営第 000200000697 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 7 年 10 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （工事費の割引） 3 当社は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に光回線電話契約又はワイヤレス固定電話契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、当社が別に定める期日までに当社がその光回線電話又はワイヤレス固定電話の提供を開始したとき（その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が 3,000 円（税込価格 3,300 円）となる場合を除きます。）は、その契約者回線の設置に係る工事費について、次に掲げる額を減額して適用します。 （1）基本工事費については、5,500 円（税込価格 6,050 円） （2）回線終端装置工事費については、11,500 円（税込価格 12,650 円） 4 この附則第 3 項に定める場合において、契約者から料金表第 2 表第 1 (5) に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額は契約者に負担していただきます。

電話サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧		新	
第2 工事費 1 適用		第2 工事費 1 適用	
区 分	内 容	区 分	内 容
(1) 工事費の算定	(略)	(1) 工事費の算定	(略)
(2) ~ (略) (13)	(略)	(2) ~ (略) (13)	(略)
(14) 工事費の適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア ～ (略) カ キ 契約者回線の利用休止と同時に、当社又はN T T西日本株式会社 社が提供する特定地域向け音声利用 I P通信網サービスの提供を受ける契約を締結する場合の、契約者回線の利用休止に係る工事	(14) 工事費の適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア ～ (略) カ キ 契約者回線の利用休止と同時に、当社又はN T T西日本株式会社 社が提供する特定地域向け音声利用 I P通信網サービスの提供を受ける契約を締結する場合の、契約者回線の利用休止に係る工事 ク <u>特定地域向け音声利用 I P通信網サービス契約約款に規定するワイヤレス固定電話契約の申込みをした者が指定する場所において、無線基地局設備と契約者回線の終端との間において安定的に電波を送り、又は受けることができない場合において、そのワイヤレス固定電話契約の解除と同時に、加入電話契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合の工事（その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費（付加機能については、ワイヤレス固定電話契約において利用していた付加機能と同等の付加機能を利用する場合に限ります。）及び屋内配線工事費に限ります。）</u>
(15) 工事費の減額適用	(略)	(15) 工事費の減額適用	(略)
		附 則（令和7年9月30日東経営第000200000697号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和7年10月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。	